

議案第128号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>(4) 職員の<u>定年等</u>に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）<u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務させることとされている職員</u></p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) 職員の<u>定年</u>に関する条例（昭和59年大阪市条例第3号）<u>附則第3項の規定により引き続いて勤務させることとされている職員</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(5)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

説 明

外国の地方公共団体の機関等に派遣することができる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。